

入 札 説 明 書

令和6年9月10日

みやぎG I G Aスクール推進協議会事務局
(宮城県教育庁教育企画室)

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名称
学習者用コンピュータ等共同調達
- (2) 調達案件の仕様
別添「学習者用コンピュータ等共同調達仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 数量
仕様書別紙2「調達項目別数量一覧」のとおり
- (4) 設置場所
仕様書別紙3「納入場所別数量一覧」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県又は宮城県以外の都道府県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
- (3) この公示の日から入札執行の日までの期間において、すべての参加自治体から指名停止及び指名除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計

画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の自治体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。
- (8) 過去2年以内に国、地方公共自治体と情報端末等の調達及び保守契約を1回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している者であること。
- (9) 入札の参加を希望する者は、9の入札参加資格確認申請書に(8)の事項を証する書類を添付し、みやぎGIGAスクール推進協議会（以下「協議会」という。）に提出すること。開札日までにおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加することができない者
2に定める資格を有しない者。

4 守秘義務等

この入札説明書等の交付を受けた者は、協議会から提供を受けた文書、資料等のすべてについて守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならない。また、協議会から提供を受けた資料等を本件の調達手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはならない。

5 入札保証金

入札保証金については、不要とする。

6 当該入札に関する事務を担当する部局の名称

みやぎGIGAスクール推進協議会事務局（以下「事務局」という。）

〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎16階

担当 宮城県教育庁教育企画室情報化推進班 氏家 玲奈

電話番号 022-211-3612

電子メール kyoikupi@pref.miyagi.lg.jp

7 入札手続き及び調達案件の仕様等に関する照会及び回答

- (1) 質問受付期間は、令和6年9月10日から令和6年9月12日午後5時までとする。
- (2) 質問は、様式1の1又は様式1の2「仕様書等に関する質問票」によるものとする。
- (3) 様式1の1又は様式1の2の提出は、6に記載した事務局あて電子メールによるものとし、参加自治体に直接問合せや質問を行うことは禁止する。
- (4) 様式1の1又は様式1の2を電子メール送付後に、6に記載した事務局あてに電話で電子メールの到達を確認すること。
- (5) 質問の回答は、質問事項と回答事項を集約したものを、令和6年9月18日に、宮城県教育庁教育企画室のホームページに掲載する。

8 同等品申請

- (1) 同等品申請受付期間は、令和6年9月10日から令和6年9月12日午後5時までとする。
- (2) 同等品の申請は、仕様書別紙1「調達機器・仕様一覧」の特記事項に基準品を示している項目について申請ができるものとし、基準品と同程度又は同程度以上とする。
- (3) 同等品の申請は、仕様が記載されたカタログ等、基準品と同程度又は同程度以上であることが分かる書類を提出するものとする。
- (4) 仕様が記載されたカタログ等の提出は、6に記載した事務局あて電子メールによる

ものとする。

- (5) 仕様が記載されたカタログ等を電子メール送付後に、6に記載した事務局あてに電話で電子メールの到達を確認することとする。
- (6) 申請結果の回答は、同等品申請事項と回答事項を集約したものを、令和6年9月18日に、宮城県教育庁教育企画室のホームページに掲載する。

9 入札参加資格確認申請

- (1) 入札参加資格申請書の提出期間は、令和6年9月18日午前9時から令和6年9月27日午後5時までとする。
- (2) 申請は、様式2の1又は様式2の2「入札参加資格確認申請書」によるものとし、各様式に記載の添付書類を添付すること。
- (3) 提出方法は6に記載した事務局まで直接持参、または郵送によるものとし、9(1)に記載した提出期間の終期必着とする。
- (4) 郵送による提出の場合は、書留郵便とし、封書の表面に「みやぎGIGAスクール推進協議会学習者用コンピュータ等共同調達」と記載すること。
- (5) 入札参加資格の確認結果は、令和6年10月3日に入札参加資格確認申請書に記載の電子メールアドレスあてに電子メールにより通知する。
- (6) 提出済みの入札参加資格申請書の申請内容を変更する場合は、様式4の1又は様式4の2「入札参加資格確認申請書取り下げ届」を提出の上、提出期限までに再度9(2)を提出すること。

10 入札及び開札

- (1) 入札書の提出期間は、令和6年10月3日午前9時から令和6年10月15日午後5時までとする。
- (2) 入札は、原則として3回を限度とし、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者との随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 入札書の提出方法は6に記載した事務局まで直接持参、または郵送によるものとし、10(1)に記載した提出期間の終期必着とする。
- (4) 入札書に入札内訳書を添付して提出すること。
- (5) 入札書及び入札内訳書(以下「入札書等」という。)は、様式6の1又は様式6の2及び様式7の1又は様式7の2によるものとする。
- (6) 入札書等は、封筒に入れ密封し、その封筒に入札者の「法人名等」、「入札日」及び「入札件名」を記載の上、提出すること。
- (7) 郵送による提出の場合は、書留郵便とし、10(6)に記載の封筒を別の封筒に入れ、表面に「みやぎGIGAスクール推進協議会学習者用コンピュータ等共同調達」

と記載すること。

- (8) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行うため、再度の入札に参加を希望する場合は、入札回ごとに10(6)に記載の封筒を作成し、表面に入札回(1回目、2回目又は3回目)を記載すること。
- (9) 郵送による提出の場合は、入札回ごとに10(6)に記載の封筒を作成の上、1つの封筒に入れてまとめて提出することができるものとする。
- (10) 入札方法は、一般競争入札とし、落札決定に当たっては、入札書等に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書等に記載すること。
- (11) 都合により入札を辞退する場合は、10(1)の提出期間に様式5の1又は様式5の2「入札辞退届」を提出すること。
- (12) 開札日及び開札場所は以下のとおり。
令和6年10月16日午前10時
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎11階
1101会議室
- (13) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、引き続き2回目及び3回目の入札を行う。
- (14) 開札結果は、令和6年10月16日午後1時以降に入札参加資格確認申請書に記載の電子メールアドレスあてに電子メールにより通知する。また、同日午後3時以降に宮城県教育庁教育企画室のホームページに掲載する。

1.1 入札の無効

次の入札は無効とする。また、10(13)により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わるできない。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札において記名押印又は訂正印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札完了までに、入札者より錯誤等により入札をした旨の申し出のあった入札
- (7) 提出期限を過ぎて提出された入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

1.2 落札者の決定方法

- (1) 入札者のうち、参加自治体全ての予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定する。
- (2) 落札決定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

1.3 契約事項

落札者は、仕様書別紙2及び仕様書別紙3に基づき、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結するものとする。

なお、当該契約が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び各参加自治体の条例に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合には、当該自治体の議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

1.4 その他

- (1) 入札執行者は、入札前において、天災地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。
- (2) 入札執行者は、入札に参加しようとする者が不穏な行動を取る等の場合において、入札を公正に執行することができないと判断するときは、当該入札に参加しようとする者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。
- (3) 入札者は、入札後においては、仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることができないものとする。
- (4) 落札者は、参加自治体毎に、積算費用の内訳を区分毎に明示したものを一覧表（電子データ）として、落札後速やかに協議会に提出すること。
- (5) 落札者は、仕様書別紙1「調達機器・仕様一覧」に記載されている以外のもの（物品、ソフトウェア、サービス等）で、パッケージとして無償で提供可能なものがあれば、一覧表（電子データ）として、落札後速やかに協議会に提出すること。
なお、一覧表に記載のもので各参加自治体との契約締結時に付加したものは、一覧表（電子データ）として、全参加自治体と契約締結後に協議会に提出すること。
- (6) 落札者は、直ちに参加自治体の指示に従い、契約の事務手続きを進めることに協力すること。
- (7) 当該入札による契約は、契約書に双方がともに押印したときに確定されるものであること。

1.5 参考資料

- (1) 仕様書
- (2) 様式集